

公益社団法人いちょうの樹役員等の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人いちょうの樹（以下「法人」という。）の定款第24条及び第25条の規定に基づき、この法人の理事、監事及び顧問（以下「役員等」という。）の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号における用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、理事、監事及び顧問をいう。
- (2) 常勤役員とは、定款第19条第2項の規定により理事会の決議により選定された理事であって、この法人を主たる勤務場所とする者で勤務形態が原則としてこの法人の一般職員と同等である者をいう。
- (3) 非常勤役員等とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務の対価として受け取る財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費交通費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は本給とし、月給で支給するものとする。
- 3 非常勤役員等の報酬は非常勤役員等手当とし、理事会出席等、必要の都度、定額を支給することができる。
- 4 監事には、監査に係る職務遂行の対価として報酬を支給することができる。
- 5 常勤役員には、役員賞与及び役員退職手当は支給しないものとする。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の報酬月額、別表（1）「常勤役員の報酬月額」のとおりとし、役員のうち各々の者の報酬月額は同表のうちからその職務、資格等

を勘案して、理事会で決定するものとする。

- 2 非常勤役員等に対する報酬は、別表（2）「非常勤役員等手当」に定める定額とする。

（報酬等の支給方法）

第5条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令で定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

（報酬等の支給日）

第6条 役員等の報酬及び交通費実費弁償等の支給日については、次のとおりとする。

（1）常勤役員の報酬は、その月の額を翌月10日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、法人職員給与規程第3条第1項の規定に準じて支給する。

（2）非常勤役員等の報酬及び交通費実費弁償等は、勤務の実態が発生した日に支給する。

（端数の処理）

第7条 この規程により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

（費用）

第8条 この法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 費用のうち、旅費交通費（宿泊費含む。）については、この法人の旅費規程に準ずる。

（公表）

第9条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第10条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(補則)

第 11 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(1) 一部改正 平成 29 年 4 月 1 日より施行

別表 (1)

「常勤理事の報酬月額」

号数	報酬月額 (円)	号数	報酬月額 (円)
第 1 号	80,000	第 16 号	300,000
第 2 号	90,000	第 17 号	340,000
第 3 号	100,000	第 18 号	380,000
第 4 号	110,000	第 19 号	420,000
第 5 号	120,000	第 20 号	460,000
第 6 号	130,000	第 21 号	500,000
第 7 号	140,000	第 22 号	540,000
第 8 号	150,000	第 23 号	560,000
第 9 号	160,000	第 24 号	600,000
第 10 号	180,000	第 25 号	640,000
第 11 号	200,000	第 26 号	680,000
第 12 号	220,000	第 27 号	700,000
第 13 号	240,000	第 28 号	740,000
第 14 号	260,000	第 29 号	760,000
第 15 号	280,000	第 30 号	800,000

別表（２）

「非常勤役員等手当」

区 分	鹿児島市内での開催	鹿屋市での開催
理事会 及びその他理事長が招集する会議	日額 18,000円	日額 23,000円

区 分	報酬額
監事監査業務	定例監査 100,000円（訪問回数問わず） 特例監査 3時間未満 日額18,000円 3時間以上6時間迄 日額23,000円